

総トン数計算書謄本抄本交付等申請

船舶法施行細則 16 条ノ2
(総トン数20トン以上の日本船舶)

1. 案内情報

- ① 手続名：総トン数計算書謄本抄本交付等申請
- ② 手続根拠：船舶法施行細則第16条ノ2第1項
- ③ 手続対象者：総トン数計算書の謄本抄本の交付又は閲覧を請求しようとする者
- ④ 提出時期：随時
- ⑤ 提出方法：申請書を船籍港を管轄する地方運輸局又は運輸支局等へ提出してください。
- ⑥ 手数料：(謄本又は抄本の交付)1通につき 2,100円
(閲覧) 1船舶1回につき 450円
※オンラインによる申請手続きの際の手数料額は、別途お問い合わせください。
- ⑦ 添付書類・部数：なし
- ⑧ 申請書様式：総トン数計算書謄本抄本交付等申請書
- ⑨ 記載要領・記載例：提出先となる地方運輸局又は運輸支局等にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- ① 提出先：船籍港を管轄する地方運輸局又は運輸支局等へ提出してください。

3. 手続情報

- ① 審査基準：船舶法第21条ノ3により行政手続法適用除外
- ② 標準処理期間：船舶法第21条ノ3により行政手続法適用除外
- ③ 不服申立方法：行政不服審査法の規定による